

## 期日前投票・不在者投票

### (1) 期日前投票

選挙当日に投票できない人は期日前に投票することができます。投票所入場券を持って町役場までお越しください

入場券が届いていない場合でも、名簿に登録されている人は本人確認後投票することができます。ぜひ自分にある一票を生かしましょう。

### <衆議院総選挙>

■投票期間 12月5日④～15日⑤

午前8時30分～午後8時

■場所 町役場1階ロビー

### <最高裁判所裁判官国民審査>

■投票期間 12月9日⑧～15日⑤

午前8時30分～午後8時

■場所 町役場1階ロビー

### (2) 不在者投票

出張、学業などで選挙期間中に町外に滞在する人は、その市町村で投票することができます。都道府県の指定を受けている病院、老人ホームに入院・入所している人は、その施設で投票することができます。

# 12月16日⑤は第46回衆議院議員

# 第22回最高裁判所 裁判官国民審査

## 投票所位置図

第1投票所

行政区 新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町、磯町、上町

第2投票所

行政区 出町、中町、下本、今町、下東、西荒神、東荒神、大明神

第3投票所

行政区 建浜、梅田、駅通

第4投票所

行政区 平原、清源寺、腹赤、腹赤新町

第5投票所

行政区 上沖洲

第6投票所

行政区 折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、向野北、古城

第7投票所

行政区 宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋

## 投票

今回の選挙は3種類の投票用紙があります。

- ①議院小選挙区選出議員選挙 候補者一人を記名ください。
- ②衆議院比例代表選出議員選挙 政党の名称・略称を記名します。
- ③最高裁判所裁判官国民審査 やめさせた方がいい裁判官の名前欄に「×」をつけて投票します(いない場合はそのまま無記入投票)

## 選挙公報

候補者の名前や比例代表選出の政党などの名称、取り組みを掲載した選挙公報を配布します。

## 開票日時

選挙当日の開票日時は次の通りです。

■時間 午後8時50分から

■場所 町中央公民館

## 投票所入場券

12月4日から各世帯に入場券を配布します。入場券に投票当日(12月16日)の投票場所を記載していますのでご確認ください。

入場券がなくても、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

あなたの一票が  
未来を決める

# 総選挙と

11月16日の解散により、12月16日⑤に衆議院総選挙と最高裁判官国民審査が行われます。選挙は政治参加へ第一歩。皆さんの貴重な一票を投じて政治に反映させましょう。

# の投票日です

## 投票できる人と場所

- (1)平成4年12月17日以前に生まれた日本国民で選挙当日選挙人名簿に登録されていて欠落事項(公民権停止・成年被後見人など)に該当しない人
- (2)平成24年9月4日以降に町へ住民登録した人は投票できません。転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- (3)平成24年11月29日以降に町内間で転居の届け出をした人は前の住所地にある投票所になります(投票所入場券の投票所欄をご覧ください)

問  
町選挙管理委員会  
☎78-3113